

第 1 回施行状況検討会でいただいたご意見への主な対応について

(2) 2014 年の法改正以降の施行状況について

・飼養等の許可、届出について、セイヨウオオマルハナバチ以外の「その他」の内訳を示して欲しい。特にオオクチバスの件数も。

【環境省】

参考資料を作成：許可・届出内訳

＜植物防疫法との関連（参考資料 6）＞

・植物防疫法で規制されているものの中には、輸入だけが規制されているものと、国内間での移動も厳しく制限されているものがあるように思うのだが、これらの区別はどのように行われているのか、カテゴリー分けがあるのか。

【農林水産省】

植物防疫法では、まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがある有害動物又は有害植物であって、

① 国内に存在することが確認されていないもの

② 既に国内の一部に存在しており、かつ、公的な防除の措置がとられているもの

のいずれかに該当するものを、農林水産省令で検疫有害動植物として定め、輸入検疫の対象としている。

このうち、アリモドキゾウムシなど南西諸島等の一部でのみ発生しており、他の地域へまん延した際に農業生産に大きな被害を与えるおそれがあるものについては、海外からの輸入検疫に加えて、寄主植物や有害動植物自体の国内での移動を禁止する等の措置をとっている。

・スクミリンゴガイは、以前は植物防疫法の検疫有害動植物に指定されており、特定外来生物への指定検討時に二重規制になるという理由で却下された。しかしその後、国内にまん延しているという理由で植物防疫法の規制からも外されたため、現在は何も規制がかかっていないというおかしな状況になっている。一方で、有機農業を推奨する一部の団体が全国に本種を拡げており、これを条例で食い止めようとしている自治体もある。国としてこのような状況を把握し、指定について検討していただきたい。

【環境省】

「特定外来生物被害防止基本方針」においては、植物防疫法等他の法令により輸入や飼養等の規制がされている外来生物については、特定外来生物の選定の対象としないとしている。ある種が植物防疫法の対象でなくなる場合、国内の生態系へ影響を及ぼすおそれのある場合は、特定外来生物への指定を検討することが必要と考えられる。スクミリンゴガイについては、生態系被害のほか、人の生命・身体や農林水産業等社会経済に対して甚大な被害が予想されるとして、生態系被害防止外来種リストにおいて重点対策外来種に分類

されている。過去の経緯と現状を踏まえ、必要に応じ特定外来生物等専門家会合において生物多様性への影響の観点から特定外来生物への指定について検討いただきたい。

【農林水産省】

現在、スクミリンゴガイの発生地域においては、都道府県等の指導により防除が実施されているが、近年の地球温暖化に加え、特に本年は暖冬の影響で越冬した個体が多いことから、発生が増大傾向にあると承知しており、農林水産省としても、防除対策の徹底を図っていくこととしているところである。

なお、現在、スクミリンゴガイが発生している地域においては、農業被害の低減のため、例えば、農協が主導し、地域住民の協力も得て、スクミリンゴガイの捕獲・除去を行うような取組が実施されているが、特定外来生物に指定されると、保管や運搬の規制の対象となるため、このような農業被害を低減するための地域の取組に支障が生じることのないよう、慎重に検討を進める必要があると認識している。

このような状況を踏まえ、今後の農業被害を軽減する観点から、特定外来生物への指定の必要性について特定外来生物等専門家会合のご意見も踏まえ、環境省と相談して参りたい。

(3) 外来生物法の施行にかかる課題と対応方針の検討

以下の事項についての課題が提示されたことから、今後の検討対象とする。

テーマ1：特定外来生物の指定に関する課題

<特定外来生物のカテゴリー分けについて>

- ・アカミミガメやアメリカザリガニ等、生態系等への被害があるものの、多数飼養されており、規制により違法飼養や遺棄が大量に発生するおそれがある種については、飼養には規制をかけずに輸入・流通・放出などを規制するカテゴリーが出来れば、指定できるのではないかと。
- ・現在は、特定外来生物とそれ以外の種で規制内容のギャップが大きい。飼養しているものは規制しない等、段階をつけてはどうか。
- ・種指定を行為規制ごとにカテゴリー分けするほか、可能であれば区域指定についても加えてはどうか。

諸般の事情により特定外来生物に指定できていない種があることから、規制が必要な行為を種単位で定める等について検討する。

<未判定外来生物について>

- ・国内に存在していないことが前提である未判定外来生物が国内で流通している。国内に入った個体には規制がかからず、自由に流通させることができってしまうため、運用について検討する必要がある。
- ・特定外来生物のカテゴリー分けをすれば、未判定外来生物から特定外来生物に振り分けられるものもあるかもしれない。

国内に存在しないことが前提となっている未判定外来生物が国内で確認される事例があることから、対応について検討する。

<地域の状況の違いにより指定できていないものについて>

- ・ツヤオオズアリは小笠原諸島で生態系被害が明らかになっているが、沖縄県ではまん延していること等から指定は難しい。しかし、県外に持ち運ばれることは絶対に避けなければならない、何らかの法的規制は必要。
- ・地域指定を考えた場合、国内外来種との整理が難しいが、他法令や条例との連携を考えではどうか。

全国的に見た場合に指定が必要な種であっても、既に定着している地域の事情により指定困難な種が存在することから、区域指定等について検討する。

<交雑種や、外見上での識別が困難なものについて>

- ・指定外の組み合わせによる交雑種が抜け穴になるため、一括で指定すべき。
- ・交雑が進んで遺伝子浸透してしまうと科学的に検出が困難となる。また、外来種と在来種の交雑も同様。どこまで指定するかは慎重な対応が必要。
- ・遺伝子検査は、基本方針の中の“特別な器具”と考えなくてもよい。

指定された種以外の組み合わせの交雑種が生じていることから、特定外来生物に指定された種の交雑種をすべからず特定外来生物に指定すること等について検討する。ただし、交雑が進んだものや在来種との交雑種は技術的に検出が困難であることに留意する。また、種の同定技術の進化を踏まえ、対応について検討する。

<明治元年以降の導入（基本指針）について>

- ・江戸時代以前の外来種が時代の変遷とともに有害化することはある。基本方針を理由に指定できないのは非科学的。
- ・「原則として、概ね」と二重に曖昧に書かれているので、現在の文章のままでも運用できるはず。

基本方針にある特定外来生物の選定対象の明治元年という基準について、課題がある種について対応を検討する。

<その他、外来生物法全般について>

- ・今の手続きでは指定までに時間がかかり、その間に生息域が拡大してしまう。国内希少野生動植物種のような、国民からの提案制度や緊急指定種制度の他、初期防除が進む取組を検討してはどうか。
- ・近年、分類体系が大きく変更されており、定期的な分類体系の確認と、それを踏まえた未判定や特定外来生物指定の見直し検討が必要ではないか。

新規種指定について、指定・更新の迅速化や定期的な分類体系の確認方法を、特定外来生物等専門家会合の委員とともに検討する。

- ・外来の食虫植物がため池などに意図的に植えられている。昔から希少種など採ってはいけないことは強く言われてきているが、外来種を植える、放つことに対してはルールである。

特定外来生物に指定されていない種の放出について、外来種三原則の普及やリストの活用等による対応を検討する。

- ・農林水産省との共管種が最近ほとんどない。農地に入って問題となっている植物を始め、農水省の関わり・連携がこれまで以上に必要。

【環境省】

「共管種」とは、「農林水産業に係る被害」を及ぼす、又はそのおそれがあるとして特定外来生物に指定されている種で、具体的には施行規則第 34 条において環境大臣及び農林水産大臣が主務大臣とされている種と史料する。

外来生物法の施行時（2005 年）にヌートリア・カニクイアライグマ・アライグマ・ジャワマンダース（シママンダース（2010）、ファイリマンダース（2013）に変更）・キョン・ブ

ルーギル・コクチバス・オオクチバスが、生態系及び農林水産業に係る被害の防止を目的として指定されている。

その後は、近くは2018年指定のクビアカツヤカミキリ等、特定外来生物専門家会合で農林水産業への被害が指摘されているが、農林水産業に係る被害の防止を目的としては指定されていない種がある。

農地に侵入・繁茂する特定外来生物の植物については、農作業の妨げとなる場合は防除が必要と考えられるが、運搬・保管等の規制により農作業又は防除作業に支障が出ているのであれば、必要な対応を検討したい。

また、農林水産業への被害の有無に関わらず、農林水産業によって特定外来生物による生態系被害が拡大する懸念がある場合、両省の更なる連携を進めていくこととしたい。

【農林水産省】

現在指定されている共管種は、これまでの両省や特定外来生物等専門家会合の議論等により、農林水産業へ被害を及ぼしている、又は及ぼすおそれがあると判断され、共管として指定されていると承知している。

また、外来種による農林水産業への被害に関しては、研究事業等において効果的な防除方法の実証を進めるとともに、被害の発生地域においては、都道府県等の指導を受け生産者が防除を実施しているところである。

例えば、ナガエツルノゲイトウなどの特定外来生物については、通水阻害など農業水利施設への被害を発生させており、管理上の課題となっている。対策としては、発見次第、早期の除去・回収が重要であり、そのポイントを「農業水利施設に被害を及ぼす外来種の特徴・被害事例・対策のポイント」として取りまとめ、関係者への周知等を行ってきたところである。

現在、生態系に係る被害の防止を目的に指定されている特定外来生物について、農林水産業への被害を及ぼしている、又はそのおそれがある場合には、特定外来生物等専門家会合におけるご意見も踏まえ、対応を検討して参りたい。

<生態系被害防止外来生物リスト等について>

- ・外来種被害防止行動計画や生態系被害防止外来生物リストについて、都道府県における活用状況を評価し、特定外来生物指定の専門家会合でも議論・共有してほしい。
- ・国として全ての都道府県で条例策定が進むようにリーダーシップをとってほしい。

行動計画やリストを活用した国以外の主体の活動が活性化できるよう、対応を検討する。

- ・リスト掲載種で特定外来生物に指定できていないものについて、その理由を明らかにし、どのようにしたら指定できるのか等、今後の方針を示さなければいけない。法の改正ではなく、運用の部分でできることもあるのではないかな。

特定外来生物の指定については、引き続き必要性を踏まえて検討を進めていきたい。また、特定外来生物のカテゴリーを設定することにより、新たに特定外来生物に指定できるようになるリスト掲載種もあるかと思う。法規制の検討の中で、リスト掲載種の状況について今一度整理する。

・産業管理外来種とされているブラウントラウトは、漁業権は数か所のみであるにも関わらず、それ以外で広まって大問題になっている。本来、産業の枠内で適正管理されるはずのものであり、評価の見直しや特定外来生物への指定も検討すべき。

【環境省】

ブラウントラウトについては、第一次の種指定検討時にも議論となっているが、現在は生態系被害が大きいことから被害防止外来種リストに選定され、適切な管理が必要な産業上重要な外来種（産業管理外来種）に分類されている。近年は北海道以外の地域の漁協等からも被害の訴えがあり、自治体によっては放流を禁止する等の対策がとられていることも踏まえ、今後特定外来生物等専門家会合において、他の同様の状態にある種の有無や、それらの生態系への被害に鑑み特定外来生物への指定の必要性について検討いただきたい。

なお、産業利用されていることと特定外来生物指定が両立しないということはなく、セイヨウオオマルハナバチやチュウゴクモクズガニといった例がある。

【農林水産省】

水産分野における産業管理外来種は、適正な管理をすることが重要であり、無秩序な放流による被害防止を図る観点から、遊漁者による公有水面での放流については、原則として自粛することとしているところであり、今後とも漁業権との関係や産業管理外来種として適正に管理して参りたい。

なお、特定外来生物への指定については、今後、特定外来生物等専門家会合におけるご意見も踏まえ、対応を検討して参りたい。